

## 平成 26 年 第 2 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 26 年第 2 回東彼杵町議会定例会は、平成 26 年 6 月 13 日日本町役場議場に召集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 堀 進一郎君	2 番 橋村 孝彦 君
3 番 浪瀬 真吾 君	4 番
5 番 滝川 初夫 君	6 番 吉永 秀俊 君
7 番 佐藤 隆善 君	8 番 樋口 庄次郎君
9 番 岡田 伊一郎君	10 番 後城 一雄 君
11 番 本下 利之 君	12 番 森 敏則 君

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 今道 大祐 君
副 町 長 小山田 正一君	建 設 課 長 松尾 幸彦 君
総 務 課 長 森 隆志 君	町民生活課長 構 浩光 君
産業振興課長 原田 尚登 君	町民福祉課長 西坂 孝良 君
農 委 局 長 (原田 尚登 君)	財政管財課長 深草 孝俊 君
水 道 課 長 下野 慶計 君	まちづくり課長 松山 昭 君
教 育 次 長 岡木 徳人 君	税 務 課 長 三根 貞彦 君
会 計 課 長 峯 広美 君	

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 有浦 幸治 君	書 記 山下 美華 君
----------------	-------------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	議案第 33 号	東彼杵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
日程第 2	議案第 34 号	平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 1 号)
日程第 3	報告第 1 号	繰越明許費に関する報告について (平成 25 年度東彼杵町一般会計)
日程第 4	報告第 2 号	繰越明許費に関する報告について (平成 25 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計)
日程第 5	報告第 3 号	繰越明許費に関する報告について (平成 25 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計)
日程第 6	請願第 1 号	町有地 (旧千綿紡績跡地 許可番号東彼管第 15 号 東彼杵町瀬戸郷字寺田 734 番地ほか 7 筆 5,083.87 m <sup>2</sup> ) の継続使用及び測量設計業務差止めの請願

## 開 会（午前 9 時 28 分）

### ○議長（森敏則君）

おはようございます。全員お揃いですのでこれから本日の会議を開きます。

昨日積み残しました議事日程を、今日お配りした日程に切り替えております。その通りで行きます。よろしくお願い致します。それでは早速議事に入ります。

### 日程第 1 議案第 33 号 東彼杵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

### ○議長（森敏則君）

日程第 1、議案第 33 号、東彼杵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

### ○町長（渡邊悟君）

議案第 33 号、東彼杵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由と致しまして、道路法施行令の一部を改正する政令が平成 26 年 4 月 1 日に公布された事に伴いまして、東彼杵町道路占用料徴収条例の一部を改正する必要性が生じた為、本案を提出致します。詳細につきましては建設課長から説明させます。よろしくお願い致します。建設課長。

### ○議長（森敏則君）

建設課長。

### ○建設課長（松尾幸彦君）

代わりまして東彼杵町道路占用料徴収条例の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の道路法施行令の一部改正では、道路占用料に関わる所在地区分の見直しが行われております。本町の道路占用料は、この施行令の定める額を引用致しております。今回、東彼杵町道路占用料徴収条例の一部改正をお願いするものです。この背景と概要についてでございますが、道路法の第 39 条において、道路管理者は道路の占用につき占用料を徴収出来るとされておりまして、占用料の額は民間における地価水準等を勘案して算出されております。占用料の額は占用の種類毎に、また所在地区分甲、乙、丙毎に定めてございましたが、都市部でも大きな格差が生まれている事、また乙地の都市で一部の甲地の都市より地価の高い都市があるなど逆転現象も多く生じている事などから、道路法施行令の改正においては現状の適正化を図るため所在区分の見直しが行われております。現行の 3 区分を各市町村の地価の平均の降順に、第 1 級地から第 5 級地まで 5 つに区分される事になりました。国土交通大臣が定める所在地の区分では、東彼杵町は第 5 級地に該当致します。今回の改正によりまして、例えば九州電力の電柱の場合、1 本当たり 700 円ございましたけれどもこれが 480 円に。また NTT の電話柱の場合、1 本当たり 410 円ございましたけれども 280 円に下がる事になります。

新旧対照表でご説明致します。占用料の額、第 2 条。占用料の額は、道路法施行令別表占用料の丙欄に定める額とする、の丙欄を第 5 級地に改めるものです。なお、この条例は公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用すると致しております。以上よろしくお願い致します。

### ○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を受けます。どうぞ。

5 番議員、滝川君。

○5 番議員（滝川初夫君）

この道路占用は道路内に埋設する物や、道路上に設置する物が有るかと思いますが、現在どの位の占用箇所数が有るのか、調べておられればお願いします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（松尾幸彦君）

一応 26 年度の方で本数を出しておりますけれども、九電柱の場合 746 本。それと共架、所謂共架の線の占用が 231m でございます。

それと NTT の電話でございますけれども 238 本。それとあと支線柱、所謂押し引きしたりする電柱でございますけれども、本柱に引くやつでございますけれども、これが 15 本。それと共架の分が 4,238m という風でございます。

あと、共架の方で九州通信ネットワーク、NTT ドコモ、長崎ケーブルメディア等がございます。以上でございます。

○議長（森敏則君）

次に 1 番議員、堀君。

○1 番（堀進一郎君）

質問します。只今説明で道路法の改正によって生じた事であるという説明ですけれども、一応今回この金額の、いわば等級地の変更ですけれども、今この金額に対して町村では占用料にこれから反映して行くという事ですね。そういう事で解釈してはいますけれども、その他に交付税とか何とかの、そういう風な単価資料にはこの金額は採用されないのか。されていないのか、それが第 1 点。

そういう事と、それから一応、東彼杵町全体が今度は全て 5 等級地になるのではないかなと、そう判断しております。そういう説明のようでございますけれども。今現在町内の路線数が何箇所あるのか。それと町道の総延長が幾らあるのか説明をお願い致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

1 点目の交付税については、占用料そのものは反映致しません。ただ道路は当然延長が反映されております。それからこの第 5 級で判断ではなくて、只今説明しましたとおり決定でございます。

それから路線数と延長は担当課長から説明させます。建設課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（松尾幸彦君）

路線数でございますけれども、1級が7路線でございます。2級が16路線でございます。その他が211路線ございまして、全体で234路線でございます。それと町道の延長でございますけれども、今数字は25年の12月現在でございます。1級が34,331m、2級が37,722m、その他が153,575m、計の225,628mで約225kmでございます。以上でございます。

○議長（森敏則君）

いいですか。他に。質疑ないですか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑が無いようなので、これで質疑を終わります。

お諮りします。只今議題となっております議案第33号は、会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第33号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

それではこれより議案第33号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第33号、東彼杵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

## 日程第2 議案第34号 平成26年度東彼杵町一般会計補正予算（第1号）

○議長（森敏則君）

次に日程第2、議案第34号、平成26年度東彼杵町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第34号、平成26年度東彼杵町一般会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ60,337千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,624,337千円とするものでございます。

提案の理由と致しまして、今回の補正予算の主なものは、歳出においては、議会費では議員報酬等削減による措置として5,774千円の減、総務費に人件費削減分をふるさと創生事業基金へ積立金として計上したほか、旧常明園跡地利用のための維持管理費等13,033千円、農林水産業費になが

さき鳥獣被害防止総合対策事業にかかるワイヤーメッシュ設置事業補助金追加及び農地中間管理事業費の計上などで5,840千円、商工費は道の駅内にEV設置事業費として10,905千円、土木費に橋梁補修工事及び町道拡幅予定に伴う建物補償費など33,803千円を計上致しております。

財源と致しましては、投資的経費等の特定財源として国県支出金に28,110千円、諸収入に11,688千円などを計上致しております。一般財源として、町税17,170千円、前年度繰越金9,322千円などを計上致しております。

慎重審議の上、適正なご決定を賜りますよう宜しくお願い致します。

詳細につきましては財政管財課長に説明させます。財政管財課長。

#### ○議長（森敏則君）

財政管財課長。

#### ○財政管財課長（深草孝俊君）

議案第34号につきまして補足して説明致します。

15ページをお願い致します。歳出、1款1項1目、議会費につきましては、議員報酬条例の一部改正によりまして、報酬、手当、共済費合計で5,774千円の減額補正でございます。

16ページに行きまして、2款1項1目、一般管理費につきましては、町長及び副町長の給与条例の一部改正によりまして、町長の給与月額20%減額により148千円の減でございます。4節は雇用保険料の個人負担分を従来歳計外扱いと致しておりましたものを歳出予算化するもので406千円の追加。それから備品につきましては、購入予定の車種の変更と航空写真の更新による備品購入費の追加でございます。5目の財産管理費につきましては、今回の特別職の人員費削減分をふるさと創生事業基金で積立てる為の追加で5,922千円でございます。7目、企画費につきましては、11節から13節につきまして旧常明園跡地利用に係る維持管理費と致しまして2,602千円。14節が田舎暮らしプロジェクト用レンタカー1台分追加としまして174千円でございます。11目、地域づくり推進事業費につきましては、15節、地域おこし協力隊拠点施設の空調設備工事費の追加でございます。19節は蔵本浮立用具更新費用助成としまして705千円。上三根構造改善センターの下水道施設整備費に2分の1で限度額補助という事で400千円。ロケ地誘致に係るボランティア団体に対する経費助成という事で300千円を計上致しております。

18ページに行きまして、3款2項1目、児童福祉費でございます。地域子育て支援拠点事業については、主にNPO法人おんぶにだっこの広報活動支援としまして、結婚、育児に関する啓発などのための講演会、それからファシリテーター育成事業経費の補正と致しまして1,356千円。

19ページの6款1項3目の農業振興費につきましては、人件費、物件費につきましては担い手の農地集積、或いは耕作放棄地対策としまして農地の集積集約化を図るため、本年度農地中間管理機構が組織されております。その業務の一部を事務委託される経費としまして、合せまして3,112千円です。19節はながさき鳥獣被害防止総合対策事業と致しまして、ワイヤーメッシュ柵の設置延長の追加で3,238千円。それから苺の新品種転換としまして、資材費の試験的導入助成という事で210千円の追加補正でございます。4目の土地改良費につきましては、委託料が口木田地区排水路分筆測量経費の計上。19節は農地・水保全管理支払拠出金並びに交付金について制度が改正になりまして、町単独事業としまして多面的機能支払拠出金として、県農地・水保全管理協議会への支払いとなるための減額相殺措置でございます。それから20ページに行きまして、6款1項8目の中山間地

域等直接支払事業費につきましては、中山間地域対象新規採択農用地の対象範囲確定の為の3次元電子地図を利活用する費用と致しまして656千円。

21 ページに行きまして、7 款 1 項 4 目、道の駅管理費につきましては、電気自動車またはプラグインハイブリッド車の急速充電器の設置費用一式。それと財源更正としまして道の駅食堂棟新築工事に対する県費補助金の追加による財源更正を併せて実施を致しております。

23 ページに行きまして、8 款 2 項 2 目の道路橋梁維持・新設改良費につきましては、8 節、報償費、14 節、使用料及び賃借料、16 節、原材料費につきましては、町道草払い以外で、道路補修と原材料支給によりまして地元で施行する際の謝礼、或いは重機借り上げ等一式で合せまして1,780千円。それから13節、15節につきましては、水神橋の橋梁補修工事と致しまして、それぞれ委託費500千円、15節に22,000千円を計上致しております。補償費につきましては彼杵中前の臨港線、町道西部線作業地内の建物補償費と致しまして4,540千円の追加計上でございます。

24 ページに行きまして、8 款 3 項 1 目、河川管理費につきましては、彼杵児童体育館裏の JR 境界の橋ノ詰排水路の改修工事に伴いまして2,000千円。

25 ページが、8 款 5 項 1 目、都市計画総務費につきましては、昨年度から実施致しておりますバリアフリー、或いは省エネルギー化リフォーム助成金と致しまして1,929千円の追加計上でございます。

26 ページは、8 款 6 項 1 目、住宅管理費と致しまして、新白井川団地つばき棟の8年毎の水道メーター器の取り替え費と致しまして400千円。下川団地下水道利用の助成金で、当初予算計上漏れでございまして540千円でございます。

9 款 1 項 5 目、災害対策費と致しまして、全国瞬時警報システム Jアラート、その保守料と致しまして324千円の補正でございます。

28 ページに行きまして、10 款 1 項 2 目、事務局費でございます。今年度新たに学力向上の為の非常勤講師を配置致しております。この配置支援補助金の追加内示があったという事で財源更正を致しております。

29 ページは学校管理費でございます。音琴小学校の複式学級補助指導員が県費雇用という事になった事によります賃金の減額でございます。

30 ページの学校管理費でございます。彼杵中の特別支援教育等の配慮を要する子がいらっしゃいますので、その支援員の賃金追加でございます。

10 款 5 項、社会教育費の教育センター費は、教育センター内の空調機の空気漏れ調査でございます。3 目の教育センター分室費は、図書システムのインターネット接続料。5 目には文化財保護費ですが、県美術展移動県展開催費用。それと当初予算に計上致しております明治の民家の屋根葺替工事費に対して県費の内示がありましたので、これも併せて財源更正を致しております。

32 ページに行きまして、10 款 6 項 1 目、保健体育総務費は長崎国体のゲートボール、ドッジボール参加賞と賞品代。11 節に競技会場の看板、のぼり、プランター等の諸経費、競技役員の昼食代でございます。役務費につきましては、競技ボランティアスタッフ傷害保険、それから会場のうち環境整備費用と致しまして、併せまして585千円の追加でございます。

7 ページをお願い致します。歳入でございます。1 款 2 項 1 目、固定資産税。補正額は17,170千円という事で、特に償却資産が伸びまして、誘因と致しましてツジデンによる太陽光発電設置によ

る資産の伸びが影響しまして今回の補正額という事になりました。

8 ページをお願い致します。15 款 2 項 4 目、土木費国庫補助金でございます。水神橋補修工事と致しまして 65%の補助で 13,689 千円でございます。

9 ページ 16 款 2 項 2 目の民生費県補助金につきまして、2 節の児童福祉費補助金の内、地域少子化対策強化交付金が NPO 法人おんぶにだっこの活動支援に対するもので 100%補助という事になります。5 目に飛びまして、土木費県補助金。21 世紀まちづくり推進総合補助金が県費、県単でございますけれども、道の駅食堂棟建設に 9,000 千円の内示。それから明治の民家屋根葺替工事に 1,271 千円、それぞれの追加が有っております。それから住宅性能向上リフォーム支援事業補助金としまして 1,980 千円。6 目の教育費県補助金につきましては、非常勤講師等配置支援補助金の内示で 1,023 千円でございます。

10 ページに行きまして、17 款 2 項 1 目、不動産売払収入につきまして、立木売払収入としまして 2,913 千円。これは蕪郷庄司山の県行造林間伐材の売払収入でございます。

11 ページ、19 款 1 項 4 目、ふるさと創生事業基金繰入金につきましては、道の駅食堂棟県費充当の為不用額となるものでございます。5 目のみどりの基金繰入金につきましては、地域住民推進事業と致しまして 1,405 千円の追加。7 目の教育文化施設整備基金繰入金につきましては、明治の民家屋根葺替工事県費充当の為不用額となるものでございます。

12 ページ、20 款 1 項 1 目、繰越金につきましては、一般財源と致しまして 9,322 千円の計上でございます。

13 ページ、21 款 4 項 5 目の雑入でございます。主なものとしましては、急速充電器設置工事に対する社団法人次世代自動車振興センターが交付します、自動車充電インフラ整備促進事業補助金と致しまして、ここに 3 分の 2 補助で 5,800 千円。それから自動車メーカー 4 社の充電器設置支援補助金と致しまして、本体の 3 分の 1、これは限度額でございますけれども 2,090 千円。それから飛ばしまして、農地中間管理機構の一部の事務委託金と致しまして 3,130 千円でございます。

14 ページ、22 款 1 項 2 目、商工債でございます。これは道の駅食堂棟に対する 21 世紀まちづくり推進総合補助金の追加によりまして不用額となるものでございます。

4 ページをお願い致します。第 2 表、地方債補正では道の駅食堂棟新設事業に対する県費補助の追加で、起債に不用額 8,100 千円の減という事でございます。

1 ページの歳入歳出予算補正は、これまでの積上げでございますので説明を省略させていただきます。以上でございます。よろしくお願い致します。

#### ○議長（森敏則君）

それではこれより質疑を受けます。どうぞ。

6 番議員、吉永君。

#### ○6 番（吉永秀俊君）

16 ページをお願いします。2 款 1 項 7 目の企画費の中で、これ常明園に係る費用というのは、11 節から 13 節までどの金額、どの部分が常明園の維持管理費に係るのか。それと常明園は大きな寮みたいな事務所と、大きな建物の下に工作室ですね、その下に大きな浄化槽の施設が有るのですけれども、今後常明園の跡の建物の利用については、どういう風な話し合いをされているのか、町長に伺いたいと思うのですが。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まず1点目の費用が需用費から役務費、それから委託料までです。2,602千円が費用でございます。

そして、どのような話し合いをしているかという事ですが、とにかく無償という事で話をしております。それから、もちろん浄化槽が有りますので浄化槽の運転経費は当然見なくてはいけません。そして、下の工房が有った所も無償で良いですよ。もう1つプレハブみたいな物が1つ有りますけれども、ここも無償で良いですよという事でお借りしております。そして、とにかく借りてみて、どうしても無理な所があれば、またご相談をするような事にしておりますけれども。まずは借りて、入居者を入れて、そしてそれから入居者がお金の家賃的なものがどれだけ取るのか、その辺も今から試算して行きますので、それもこの経費の中で幾らか補填が出来れば一番良いかなと思っております。以上です。

○議長（森敏則君）

6番議員、吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

そうすると、この常明園の跡の建物については、ずっと今から町が維持管理をして行くという事になっている訳ですよ、今のお話でしたら。そうしたら、毎年こういった2,600千円近くの維持管理費の他に、またここに何名かの方が入居されて、またそれに伴う生活排水なども出るでしょうから、また別の維持費が要するという事になるのでしょうか。そこでどの位家賃みたいなものを貰われるのかわかりませんが、あの建物自体が果してどの位の耐用年数があるのか、そこら辺は調査をしてあると思っておりますけれども、どういう風な調査をしてあるのでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

耐用年数が、建設年月日が昭和56年でございますので、既にもう32年位ですか、33年ですか経っています。そう言っても2階建てでございますので、特に地震等も懸念をされますけれども、当分の間は大丈夫かなと思っております。

それと、あと当然入居しますと、そういう汲み取り料とか何とか発生しますので、それは入居者に負担をして頂くと。だからどの位、電気代あたりが取れるかです。その辺を今から試算しながら、まずはこの施設を借りなければいけないので、この費用で、この2,600千円で借りまして、もっと中身を詰めながら、どういう方を対象にして行くのか。基本的には今の所は食物アレルギーの方とか、そういう方を家族で全部転入して頂くとか、或いは耕作放棄地との兼ね合いとか、そういう方法も考えております。どういう形になって行くのか議会でも説明をしておりますけれども、常明園の中でコミュニティーみたいな組織が出来れば良いかなと思っておりますけれども。まだそこら辺は試行錯誤しながら、人口増も含めながら対策を進めて行こうと思っております。

○議長（森敏則君）

吉永君。



○6 番（吉永秀俊君）

大体、大まかな構想というのは分かる様な気もするのですが、もう1つ懸念されるのが、この常明園の浄化設備がかなり老朽化しておりまして、下に地域の方の田んぼ辺りがある訳ですけども、そこはかなり浄化しきれない生活排水みたいなのが流れ込んでいるという懸念があるのです。そういう苦情が有っているみたいですが、ですからこういう事は、町長また瀬戸の件にも絡むのですけれども、地元の方には十分説明をされた方が良く思うのですけれども。そういう事は、なされた事は有ったのか。また今後有るのかという事をお伺いしたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まず、そういう施設が借りられるという事でございますので、はっきり契約等が出来ればあれでしょうけれども、まだ議会の方も予算が通るかどうかわかりませんので。その辺が予算措置が通って、内々区長さん辺りには話をしております。地域の方もご存知です。ですからその話も聞きましてけれども。そうであればもっと早く、地域の方にも汚水がどうのこうのではなくて、それは今現在あった訳ですから、何でその時もう少し話を。町が借りるとなればそういう話をして来られるものですから、非常に我々も困惑しております。色々な排水路の整備等が地元辺りでも出来ますので、その辺は地域とも話をしながら、進めて行こうと思っております。

○議長（森敏則君）

次に1番議員、堀君。

○1 番（堀進一郎君）

23 ページ。15 節の工事請負費、水神橋の改修工事でお聞きします。大変地元としましては長年の念願でございました。そういう中で、今回予算計上されたという事は、地元としては喜んでいる事だと思います。そういう中で、この箇所は非常に密集地であって交通量も多いし、また重機使用によって工事を進められると思っております。そういう事で大変だと思っておりますけれども、非常に交通止め、或いは迂回路、そういうのが必要ではないかなと思ひまして質問する訳ですけども、迂回路として河川堤防は使用されるような計画でおられますか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

当然工事中は渡れませんので、迂回道路というか千綿川の左岸を通るしか。だからそれには仮設とか設置は致しません。現況のままで千綿中橋ですか、そこから回って貫うような形になるかと思っております。

○議長（森敏則君）

堀君。

○1 番（堀進一郎君）

分かりました。それではこの工事は大体1年限りで完成されるものか。それと着工予定は。それと工期です。どの位見込まれているのか。その3点をちょっと。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（松尾幸彦君）

工事の期間につきましては5ヶ月間を見込んでおります。以上でございます。

○議長（森敏則君）

堀君。

○1番（堀進一郎君）

もう1つ、その事業計画として、これ1年限りで終わりなのですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（松尾幸彦君）

今年度で終わるものでございます。

○議長（森敏則君）

他に。

10番議員、後城君。

○10番（後城一雄君）

先程の常明園の問題ですが、先ず何処と何処が常明園の13,000千円になるのかお教え願いたい事と、所謂議会が通ったらと仰いますが、確か無償で借りるという話の中で、そうなりますと使用しない場合は、所謂更地にして返すというような事になるかと思いますが、そういった状況も踏まえての借りられるのか、言いますのが非常に辺鄙な所でございます、利用し方次第では非常に町の負担だけがが増えて、本来の活用には繋がらないという心配を致しております。ですからその辺の考え方をお聞きしたいと思っております。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今回お願いしていますのは2,602千円です、常明園に係るものは16ページの企画費の中の、款の計を今後城議員仰っていますので、そうではなくて16ページの7目の企画費でございますけれども、その中の2,776千円計上致しております。それから174千円の公用車のリースを引いた分です。2,602千円でございます。その分の維持費を今回お願い致しております。それで家賃と言いますか、家賃は一切無償という事でございますので、タダで借りられます。但し、今議員がご指摘になっているように、新たな負担とかが出てくる可能性も充分有ります。しかし、大規模になって

いけば、それは町も借りる事は出来ませんので。何十年と借りる事はまず無理かと思えます。1年1年とは言いませんけれど、何年かは借りたいと思っております。だから全国からそういう方がどの位お出でになるか。そして来て頂いて、定住の方向に進めて行こうと思っておりますので、中々町内の方の空き家も借りる事が出来ません。ですからその辺が活用する場所が中々ございません、改善センターが1つありますけれども。そこを先ずお借りして、それで現在まで住んでおられた、或いは改修的な物。それからエアコン設備なども2年前にされたという事なので、非常にまだ設備の中身は結構新しいので、それを大いに活用しながら、人口増を図ろうかと思っております。確かにご指摘の通り、今から先、実際やった時に不足分の幾らか追加をお願いするかも知れません。しかしある程度額が大きくなれば無理と思っておりますので。それをどこでもう止めるという決断をするのか、その辺は皆さん方に色々ご相談しながら進めて行くしかないだろうと思っております。

○議長（森敏則君）

よろしいですか。

9番議員、岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

先程後城議員さんのちょっとあれなのですが、総務費が13,033千円あるのなら、大体代表で出すのは一番大きい金額を普通書くべきです。ここで勘違いするのは、この維持管理費は特別に上げたいのなら、その金額だけ2,000千円とか上げるべきだと思います。

町長にお尋ね致しますが、私は無償で借りるにしても、人口の定着を図るのはやはり下水道区域内、これを基本に置いて頂きたいと思うのです。何故なら、買い物なども非常に不便だと思うのです。いくら無償で借りられても、中岳地区、誠に申し訳ないのですが、やっぱり高齢化して行けば、私いつも言うようにコンパクトなまちづくりを目指すなら、集中してこちら辺に空き家をもっと探すとか、思い切ってそういうシェアが出来る宅地を造成するとか、そういう考えに行かれないのか、その点だけをお尋ね致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

こちら辺が上手く行けば何処でも借りられます。何処でだってスーパーが無い。何処に有りますか、千綿地区でも。中々現実考えた時にそういう空き家はございません。本来は改善センター辺りをもう少し改造してやりたいのですが、ここも何人来るか分かりませんので、今は夏休みプロジェクトという事でやっておりますけれども。確かに持論は分かります、コンパクトというのは。そうしたら、この彼杵周辺で住まわれるかといえば、それも中々住んで貰えません。逆に田舎の方で農業をされて、例えば食物アレルギーの方辺りが、今計画をしておりますけれども、そういう方が仮にお出でになって、何世帯かお出でになれば、極力店の買い物はされません。自分で作った農作物とか、安心安全なそういう野菜を作って生活をするとかという事をされますので、そういう思考の方を対象にしたらどうかと思っております。確かにそれはお金があって、贅沢があって、ここに貸して貰えば、この町の中だって貸してくれる人は誰もおりません。ですから、そういう苦勞も分かかって頂きたいと思えます。先ずはそういう交流人口を増やすために来て頂いて、そこにずっと住んで貰う訳ではないのですから。出来たら期限を切って、何年位かして出て行って、何処かに定住

して貰うという風な方法をやって行けば良いのではないかと考えております。

○議長（森敏則君）

次に5番議員、滝川君。

○5番議員（滝川初夫君）

今の常明園に関連してですけれども、常明園も耐用年数が来たということで蔵本の方に来て頂きましたよね。そして今回町が無償で借り受けて何年かして建物撤去だけして返すというリスクは無いですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

話し合いは借りるだけですので、撤去とか全く町の方でする気持ちはございません。

○議長（森敏則君）

他に。質疑がある方はどうぞ。

他に質疑が無いようですので。

10番議員、後城君。

○10番（後城一雄君）

町長に聞いておきたいと思ったものですから、16ページの2款11目の15節、これの地域おこしの空調という事で、そこの民家のあれだろうとお聞きしましたが、この件につきまして、ちょっと地域おこしの協力隊の事で、非常にこの所謂まちづくりという基本的な考えの中であれば、自分達から挨拶をするというのが筋ではないかと言う人もいらっしゃる中で、声を掛けても返事をしないとか、どこに行っても何処から何をしに来ているのかという、非常に挨拶が悪いという、それは極端に悪いという事をお聞きしました。この件について、どういった状況の中で本人達に指導をしておられるか、その点と併せてお話をお願い致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

協力隊にはとにかく3年間で、自分が、1年1年ですが、どういう方針で町を活性しながら、そして自分の食い口を、生活する場を確保するかという大きな問題がありますので、今必死で頑張っておりますけれども。中々やっぱり挨拶は勿論しなさいと指導しておりますけれども、私共としては定期的にミーティングをしまして、そういう問題があれば伝えて行きますので、直接挨拶が悪いというのは初めて聞きましたので、しっかり町の職員として、或いは協力隊として相応しい行為を、批判が無いように十分指導をして行きたいと考えております。

○議長（森敏則君）

他に無いですか。無いですね。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

すみません。肝心要を忘れておりまして。空調設備は当初予算でお願いしております、歴史公園

の一角に丸いドームと両端に工作地が有ります。あれの資料館側です。資料館側を自分達の情報発信地にしようとしていますので。そこが私も大分注意をしましたけれども、ガラス張りです様な話が当初予算で上がっております。しかし、それはとても夏場は暮らせないだろうと、ガラス張りでは。エアコンをしなくて良いのかと言っても大丈夫でしょうと言っていますが、どうしても話をする中で、もう既にテレビ等でも会議をしておりましたけれども、そういう空調が必要だという事でそこに設置する予定になっております。

○議長（森敏則君）

他に。

10 番議員、後城君。

○10 番（後城一雄君）

よく分かりますが、実際そこを使わなくても、何らかもうちょっと違う考え方で、あるのを使うと言いますか。今仰るようにその施設をしても、果して快適に向う状況の使い道が出来るのかどうかという疑問なのですが、如何でしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

一番場所的に、本当は道の駅の駐車場に面したああいう場所が一番良いのでしょうかけれども。明治の民家もちよっと奥まって、更に奥まっておりますので、非常に人が集まり難い場所ではないかと思っております。しかし、今の若い人はああいう所が良いという事で、特に今度のまちづくり会議に参加された若い方辺りが、やっぱり集まる場所が無いと、自分達が自由に使えるような所が無いからと、そこを情報発信地にしようという考えでしておりますので、若者の考え方というのは中々私も理解出来ませんけれども。しかしやってみなければどうにもならないですから、ああいう場所に何処かしたいのですが、役場も手狭でどうにもなりませんし、教育委員会も、歴史民俗資料館になれば若干クリア辺りも出来ますので、先ずはあその場所で試験的にやってみて、どうなるのか。あと活用出来れば町の方としても色々使う機会があるかと思っておりますので、検討して行こうと思っております。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

それではこれで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第 34 号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 3 報告第 1 号 繰越明許費に関する報告について

(平成 25 年度東彼杵町一般会計)

日程第 4 報告第 2 号 繰越明許費に関する報告について

(平成 25 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計)

日程第 5 報告第 3 号 繰越明許費に関する報告について

## (平成 25 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計)

### ○議長（森敏則君）

次に、日程第 3、報告第 1 号、繰越明許費に関する報告について（平成 25 年度東彼杵町一般会計）、日程第 4、報告第 2 号、繰越明許費に関する報告について（平成 25 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計）、日程第 5、報告第 3 号、繰越明許費に関する報告について（平成 25 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計）、以上 3 件を一括議題とします。

本案について、それぞれ説明を求めます。

町長。

### ○町長（渡邊悟君）

報告第 1 号、繰越明許費に関する報告につきまして。一般会計繰越明許費ですけれども、詳細につきましては財政管財課長に説明させます。

報告第 2 号、繰越明許費に関する報告につきまして。平成 25 年度東彼杵町簡易水道特別会計繰越明許費でございます。詳細につきましては水道課長に説明させます。

報告第 3 号、繰越明許費に関する報告について。東彼杵町公共下水道事業特別会計繰越明許費でございます。これにつきましても水道課長から説明させます。よろしくお願い致します。

財政管財課長。

### ○議長（森敏則君）

始めに財政管財課長。

### ○財政管財課長（深草孝俊君）

報告第 1 号、繰越明許費に関する報告についてご報告致します。平成 25 年度の一般会計繰越明許費につきまして、添付の繰越計算書で報告させていただきます。事業としまして全部で 20 事業でございます。議決を頂きました限度額は合計で 312,262 千円ですが、実際の繰越額は 308,498 千円となりました。総額の財源内訳につきましては、既収入の特定財源が 189 千円。それから未収入特定財源が国県支出金 43,299 千円、地方債が 92,000 千円、その他 33,108 千円、合せて 168,407 千円。一般財源と致しまして 139,902 千円で翌年度に繰り越すべき財源は、既収入特定財源と一般財源合せて 140,091 千円となりました。

それぞれの事業につきまして、現在までの進捗率と完了予定につきましてご報告致します。

先ず、まちづくり計画書編集・作成業務につきましては、基本構想案が議会特別委員会で承認を頂きましたので、7 月末には完了予定という事になります。

子ども・子育て支援システム開発業務につきましては、進捗率 50%、来年 3 月末に完了予定でございます。

まちづくり支援交付金につきましては、自由演奏会でございます 4 月に終了致しております。簡易水道事業特別会計繰出金は、公共下水道による補償及び関係工事で、進捗率が 60%でございます、7 月末完了予定となっております。

施設園芸育成対策事業補助金は、進捗率 25%、7 月末の完了予定となっております。

林業専用道路白土線新設事業につきましては、進捗率 60%、8 月末完成予定でございます。

里漁港泊地浚渫工事は進捗率 20%、7 月末完了予定でございます。

水産物供給基盤機能保全事業は、国の補正予算に基づく事業でございまして、現在未着手でございまして。12月末完了予定という事になっております。

道の駅増築事業につきましては、4月末に竣工致しております。

道路橋梁維持・新設改良につきましては、主に4つの事業のうち道路ストック点検業務が9月末完了予定。瀬戸郷江頭線改良工事が4月末完成予定で、現在JR並びに国土交通省関係機関と協議調整中でございます。進捗率は0%です。

木場本線瀬滝工区改良工事は進捗率90%、6月末完成予定です。

東そのぎインター横赤木幹線修正設計業務は、50%の進捗率で9月末完成予定でございます。

木場本線道路改良事業は進捗率95%、6月末完成予定です。

大野原高原線改良事業は、法音寺、菅無田両工区の測量設計業務で進捗率30%、10月末完了予定です。

河川費につきましては、いずれも5月末で竣工致しております。

公共下水道事業特別会計繰出金は、国の補正予算に基づくものが主で、進捗率44%、12月末完成予定です。

平似田太ノ浦線改良事業は、用地買収が進捗率70%、12月末完了予定です。

町道里一ツ石線改良事業は、70%の進捗率で8月末完成予定です。

遠目中央線が、50%の進捗率で8月末完成予定です。

浦地区防火水槽新設工事は、4月末で竣工致しております。

彼杵小学校電波障害テレビ共調施設撤去等工事が進捗率5%、8月末竣工予定です。以上で報告を終わります。

#### ○議長（森敏則君）

次に水道課長。

#### ○水道課長（下野慶計君）

報告第2号、東彼杵町簡易水道事業特別会計の繰越明許費についてご報告致します。

公共下水道事業に伴いまして、水道管の布設替えを行う工事でございます。9,962,320円を翌年度へ繰り越しをしております。

工事箇所は2箇所ありまして、橋ノ詰の徳之島さんから江頭のカステラセンター付近。それとJA流通センター横付近でございます。現在進捗率は60%で、7月末の完了予定でございます。

次に報告第3号、東彼杵町公共下水道事業特別会計の繰越明許費についてご報告します。

公共下水道事業費の129,670千円を翌年度へ繰越しておりますが、内契約済額は56,903千円、43.9%の執行率となっております。

繰越事業の工事箇所は7箇所ございまして、樋口営農研修施設から国道部分まで200m程ですが、これは4月30日に完成を致しております。それからJA流通センター横の国道の推進、これが5月28日に完成を致しております。それから3番目に江頭カステラセンター前、ここが70%の進捗率です。それから徳之島さん前から江頭カステラセンター前付近が約80%の進捗率となっております。それから上杉地区の舗装復旧工事が本日6月13日に完成を致しております。あと残っておりますのが鈴木病院下付近からルート34前付近。それから樋口地区から江頭地区までの、国道分舗装本復旧がいずれも0%となっております。繰越事業の完了予定が12月末としております。以上で報告

を終わります。

○議長（森敏則君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで3件の報告を終わります。

日程第6 請願第1号 町有地（旧千綿紡績跡地 許可番号東彼管第15号 東彼杵町瀬戸郷字寺田734番地ほか7筆 5,083.87㎡）の継続使用及び測量設計業務差止めの請願

○議長（森敏則君）

次に日程第6、請願第1号、町有地（旧千綿紡績跡地 許可番号東彼管第15号 東彼杵町瀬戸郷字寺田734番地ほか7筆 5,083.87㎡）の継続使用及び測量設計業務差止めの請願を議題とします。

只今議題となっております請願第1号は、総務厚生常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会致します。お疲れ様でした。

散 会（午前10時27分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

平成27年 3月 2日

議 長 森 敏 則

署名議員 後 城 一 雄

署名議員 本 下 利 之